

なんがんネット運営規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条

この会を、なんがんネット運営委員会と称する。

(事 務 所)

第 2 条

1. この会は、事務所を大阪府大阪市北区錦町 3-1 龍王ビル 101 ユニバーサル患者支援センターに置く。

(支 部)

第 3 条

この会は、役員会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条

この会は、難病及びがんをはじめとする様々な疾患患者団体及び広く一般市民が、個々の活動を尊重し合いながら、共通の目標には連携して取り組むゆるやか且つ安定したネットワークを構築し、疾患や地域を越えた医療・患者支援に関わる情報交換や相互交流の場の創出を通じ、以て患者が自らの声を反映させた適切で納得できる医療・ケアのもと、自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

第 5 条

この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

(1) 難病及びがんをはじめとする様々な疾患患者・家族が求める治療・ケア・支援等の情報提供を行うインターネットサイト『なんがんネット』の運営

(2) 難病及びがんをはじめとする様々な疾患患者団体の自助や互助、連携を促進するために必要な活動

(3) この会の活動を広報及び宣伝するために必要な活動

(4) この会の財政の健全な発展及び確立のために必要な活動

(5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

第 3 章 会 員

(会 員 の 種 別)

第 6 条

1. この会の会員は次の3種とする。

(1) 正 会 員

難病及びがんをはじめとする様々な疾患の治療やケア、生活に関する普及啓発や支援を目的とし、この会の活動趣旨に賛同する、患者団体及び広く一般市民

(2) 賛 助 会 員

この会の事業を支援する法人団体または個人

(3) 協 力 会 員

この会に対し主として実務的な貢献をしようとする個人及び法人又は団体

(入 会)

第 7 条

1. 会員として入会しようとするものは、この会の定める入会手続きを行う。

2. 役員会は、前項の申し込みがあったとき、入会を承認するものとする。

3. 前項のものの入会を認めないとき、役員会は速やかに、理由を付し本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条

会員は、役員会において定める年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条

会員は、この会が定める退会届を提出して、任意に随時退会することができる。

(会 員 の 資 格 の 喪 失)

第 10 条

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる

(1) この会の活動規約又は規則等に違反したとき

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛 出 金 品 の 不 返 還)

第 11 条

会員がすでに納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役員

(役員)

第 12 条

1. この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 2名
- (2) 副代表 2名
- (3) 幹事 7名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名

(役員を選任等)

第 13 条

1. 役員は、正会員（法人又は団体等の場合は、その代表者又は、代表者が指名した者とする。）のうちから選任する。

(職務)

第 14 条

- 1. 代表は、この会の業務を総括する。
- 2. 副代表は、代表を補佐し必要な場合は職務を代行する。
- 3. 事務局長、会計は、この会における事務・会計業務を行う。
- 4. 役員は役員会を構成し、この会の運営にあたる。
- 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の仕事についてその状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを役員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会を招集すること。
 - (5) 役員の仕事執行の状況又はこの会の財産について、役員に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条

- 1. 役員の仕事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された役員の仕事の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条

1. 役員が、次の各号に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき

第 5 章 会 議

(会 議 の 種 別)

第 17 条

この会の会議は、総会、役員会の2種とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(会 議 の 構 成)

第 18 条

総会は会員をもって構成し、役員会は役員をもって構成する。

(総 会 の 権 能)

第 19 条

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 事業計画及び活動予算

(3) 役員を選任又は解任

(4) 活動規約の変更

(5) 解散及び合併

(6) その他運営に関する重要事項

(総 会 の 開 催)

第 20 条

定期総会は、毎年1回開催する。臨時総会は、役員会又は会員の3分の1以上から請求があったとき、代表が開催する。

(総 会 の 招 集)

第 21 条

1. 総会は、代表が招集する。

2. 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の7日前までに通知しなければならない。

(定 足 数 と 議 長)

第 22 条

総会は、会員総数の過半数の出席により成立し、総会の議長は、代表、もしくはその指名する正会員がこれを行う。

(総会の議決)

第 23 条

1. 総会における議決事項は、第 26 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2. 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 24 条

1. 会員が止むを得ず出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール、又は、他の会員を代理人として表決することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面をその総会の議長に提出しなければならない。

3. 第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数 (書面表決者又は委任者数等を含む)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

(役員会)

第 26 条

役員会は、役員をもって構成し、次の事項を審議し議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項

(4) 事務局、会計業務の運営に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第 27 条

1. 役員会は、次の各号に該当するとき代表が招集する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 役員総数の3分の1以上から開催の請求があったとき

2. 役員会の運営方法等その他は、役員の合議により定める。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第 29 条

この会の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

(経費の支弁)

第 30 条

この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 32 条

この会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに作成し、役員会及び総会の議決を経ることを基本とする。

(予算の追加及び更正)

第 33 条

予算成立後に事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条

1. この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに作成し、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(解 散)

第 35 条

1. この会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併または破産
2. 解散するときは、正会員総数の2分の1以上の議決を得なければならない。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 36 条

1. この法人に、事務を処理するための事務局を置く。
2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(附 則)

第 37 条

この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

1. この会の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員	一団体	5000円
一般会員	一人	3000円
賛助会員	個人会員	1口 2000円
	法人会員(1)	1口 10000円
	(2)	1口 50000円

- (2) 協力会員は年会費なしとする。

2. この会の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとする。

(代表) 武川篤之 濱本満紀
(副代表) 石原八重子 内田絵子
(幹事) 田野成美 川相一郎 関孝子
(事務局長) 川相一郎
(会計) 関孝子
(顧問) 井岡亜希子 埴岡健一

3. この規約は 2022 年 4 月 1 日から適用する。